



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 クリナップ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 井上 強一
 (コード番号 7955 東証第1部)
 問合わせ先 執行役員経理部長 田中 仁
 (TEL 03-3894-4771)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は平成 21 年 5 月 11 日付にて開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」の内容の一部に訂正すべき箇所がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(網掛部分が訂正箇所でございます。)

記

【訂正前】

現 行 定 款	変 更 案
新 設 第11条 ~ 第40条 (条文省略)	(单元未満株主の売渡請求) 第 8 条 当会社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式となる株式を売り渡すことを(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。 第10条 ~ 第39条 (現行どおり)

【訂正後】

現 行 定 款	変 更 案
新 設 (株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 第12条 ~ 第40条 (条文省略)	(单元未満株主の売渡請求) 第 8 条 当会社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式となる株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。 (株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (削 除) 第11条 ~ 第39条 (現行どおり)

以 上